

新旧対照表

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）

改正（案）	現行
<p>（納税申告等に係る事前教示の手続）</p> <p>7 17 法第 7 条第 3 項（事前教示）に規定する事前教示（以下「事前教示」という。）の手続は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 本邦に到着している貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示</p> <p>イ 貨物の輸入申告を行うに当たつて行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る申告書類を呈示することにより行わせるものとする。また、回答を行うに当たり事前に貨物の<u>貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）</u>を行う必要があると認められるときは、<u>必要な貨物確認を行つた上</u>、回答を行うものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(3)~(5) （省略）</p> <p>（関税率表及び原産地の統一的適用）</p> <p>7 22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 協議事項</p> <p>上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 当該協議を行つた貨物の所属区分を決定するために必要な分析、<u>貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）</u>その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。</p> <p>(ハ) （省略）</p> <p>ハ~ホ （省略）</p> <p>(3)~(6) （省略）</p>	<p>（納税申告等に係る事前教示の手続）</p> <p>7 17 法第 7 条第 3 項（事前教示）に規定する事前教示（以下「事前教示」という。）の手続は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 本邦に到着している貨物の関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示</p> <p>イ 貨物の輸入申告を行うに当たつて行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る申告書類を呈示することにより行わせるものとする。また、回答を行うに当たり事前に貨物の<u>検査を行う必要があると認められるときは、必要な検査を行つた上</u>、回答を行うものとする。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(3)~(5) （同左）</p> <p>（関税率表及び原産地の統一的適用）</p> <p>7 22 関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 協議事項</p> <p>上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 当該協議を行つた貨物の所属区分を決定するために必要な分析、<u>検査その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。</u></p> <p>(ハ) （同左）</p> <p>ハ~ホ （同左）</p> <p>(3)~(6) （同左）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>（過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い）</p> <p>12の2 1 法第12条の2第3項((過少申告加算税))に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であつたことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えば、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する法律等の不知又は誤解に基づくものはこれに当たらないので留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 申告貨物と同一種の貨物について、過去同じ適用税番等で通関が認められた事実が確認できるもの（当該同種の貨物について税関が現物検査（<u>貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）</u>を行った場合又は税関に対し、見本等分類決定に要する資料等が提出された場合に限る。）</p> <p>(3)~(6) （省略）</p> <p>（要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い）</p> <p>30 5 令第25条第4号((植物防疫法による検査のための特定の場所に置かれる輸入植物等))、第5号((狂犬病予防法による検疫のため特定の場所に置かれる犬))、第6号((家畜伝染病予防法による検疫のための特定の場所に置かれる指定検疫物))又は第7号((感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検疫のため特定の場所に置かれる指定動物))に掲げる貨物を検査又は検疫（以下「検疫等」という。）のため保税地域以外の場所に持ち出す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 要検疫物件を検疫等の終了後指定検疫場所等で通関する場合</p> <p>イ 要検疫物件を検疫等のため指定検疫場所等へ運搬し、検疫等の終了後その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめその指定検疫場所等について他所蔵置の許可を受けさせた上、その場所への発送</p>	<p>（過少申告加算税に係る「正当な理由」の取扱い）</p> <p>12の2 1 法第12条の2第3項((過少申告加算税))に規定する「正当な理由」とは、納税申告が過少であつたことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えば、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する法律等の不知又は誤解に基づくものはこれに当たらないので留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 申告貨物と同一種の貨物について、過去同じ適用税番等で通関が認められた事実が確認できるもの（当該同種貨物について税関が現物検査を行った場合又は税関に対し、見本等分類決定に要する資料等が提出された場合に限る。）</p> <p>(3)~(6) （同左）</p> <p>（要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い）</p> <p>30 5 令第25条第4号((植物防疫法による検査のための特定の場所に置かれる輸入植物等))、第5号((狂犬病予防法による検疫のため特定の場所に置かれる犬))、第6号((家畜伝染病予防法による検疫のための特定の場所に置かれる指定検疫物))又は第7号((感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検疫のため特定の場所に置かれる指定動物))に掲げる貨物を検査又は検疫（以下「検疫等」という。）のため保税地域以外の場所に持ち出す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 要検疫物件を検疫等の終了後指定検疫場所等で通関する場合</p> <p>イ 要検疫物件を検疫等のため指定検疫場所等へ運搬し、検疫等の終了後その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめその指定検疫場所等について他所蔵置の許可を受けさせた上、その場所への発送</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検疫物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検疫場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行わせることが事務処理の効率化の見地から適当でないとき認められるときは、その指定検疫場所等への運搬に先立つて輸入申告をさせ、これについて必要な<u>貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）</u>を行い、発送を認めることとし、検疫証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検疫場所等についての他所蔵置の許可を要しない。</p>	<p>を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検疫物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検疫場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行わせることが事務処理の効率化の見地から適当でないとき認められるときは、その指定検疫場所等への運搬に先立つて輸入申告をさせ、これについて必要な<u>検査</u>を行い、発送を認めることとし、検疫証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検疫場所等についての他所蔵置の許可を要しない。</p>
<p>□ （省略）</p>	<p>□ （同左）</p>
<p>（税関職員の派出）</p>	<p>（税関職員の派出）</p>
<p>35 1 法第 35 条((税関職員の派出))の規定による税関職員の派出は、次により運用する。</p>	<p>35 1 法第 35 条((税関職員の派出))の規定による税関職員の派出は、次により運用する。</p>
<p>(1) （省略） (2) 派出職員は、次の事務を処理する。</p>	<p>(1) （同左） (2) 派出職員は、次の事務を処理する。</p>
<p>イ （省略）</p>	<p>イ （同左）</p>
<p>□ 保税地域に蔵置又は搬出入される貨物についての検査、税関検査場への貨物の持込みのための現物指定、委任検査及び見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）のための見本採取等に関する事務</p>	<p>□ 保税地域に蔵置又は搬出入される貨物についての検査、税関検査場への貨物の持込みのための現物指定、委任検査及び見本検査のための見本採取等に関する事務</p>
<p>ハ （省略）</p>	<p>ハ （同左）</p>
<p>（派出された税関職員が処理できる事務の範囲）</p>	<p>（派出された税関職員が処理できる事務の範囲）</p>
<p>35 3 法第 35 条((税関職員の派出))の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとす</p>	<p>35 3 法第 35 条((税関職員の派出))の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとす</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>る。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>(7) <u>上記(6)の承認等の際に行う検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。下記(12)、(13)及び(17)において同じ。）</u>（法第 43 条の 4、第 62 条及び第 62 条の 15）</p> <p>(8)～(17) （省略）</p> <p>（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）</p> <p>43 の 4 1 法第 43 条の 4((外国貨物を置くことの承認等の際の検査))の規定による検査（<u>貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。</u>）については、後記 67 3 8（輸入検査の種類）から 67 3 14（輸入貨物の数量の確認）までの規定（本船扱い及びふ中扱いに係る規定を除く。）を準用する。</p> <p>（博覧会等の承認の申請手続等）</p> <p>62 の 2 - 8 規則第 6 条（(博覧会等の承認の申請手続)）に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>(1) 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335)とし、2 通（原本、承認書用）に規則第 5 条第 2 号《税関長の承認したもの》の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関（本関。以下この項において同じ。）(当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関)に提出して行わせる。</p> <p>なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号((博覧会等の承認))に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて行わせて差し支えない。</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(6) （同左）</p> <p>(7) 上記(6)の承認等の際に行う検査（法第 43 条の 4、第 62 条及び第 62 条の 15）</p> <p>(8)～(17) （同左）</p> <p>（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）</p> <p>43 の 4 1 法第 43 条の 4((外国貨物を置くことの承認等の際の検査))の規定による検査については、後記 67 3 8（輸入検査の種類）から 67 3 14（輸入貨物の数量の確認）までの規定（本船扱い及びふ中扱いに係る規定を除く。）を準用する。</p> <p>（博覧会等の承認の申請手続等）</p> <p>62 の 2 - 8 規則第 6 条（(博覧会等の承認の申請手続)）に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>(1) 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」(C - 3335)とし、2 通（原本、承認書用）に規則第 5 条第 2 号（(税関長の承認したもの)）の規定に該当する者の後援を証する書類並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関（本関。以下この項において同じ。）(当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関)に提出して行わせる。</p> <p>なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 2 号((博覧会等の承認))に規定する承認とを併せて受けようとする場合</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>この場合の申請書の受理は、<u>保税担当部門</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（展示等の承認の際の貨物の検査）</p> <p>62の3 4 法第62条の3第2項((<u>展示等の承認の際の検査</u>))の規定により展示等の申告があつた場合における貨物の検査(<u>同条第1項に規定する申告の審査のための貨物確認(他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。)</u>を含む。)は、高価品、展示場において使用される貨物、消費、使用又は販売のおそれのある貨物、その他税関において取締上必要があると認められる貨物について重点的に行うものとする。</p> <p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 1 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>輸出貨物についての法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として統括審査官(検査担当)が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従来、統括審査官(審査担当)が行つていた貨物の検査のことをいう。)</u>は、<u>原則として統括審査官(審査担当)が行うものとする。</u></p> <p>(3) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、事前検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 検査場検査は、上記イから八までに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、<u>見本確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の見本検査のことをいう。)</u>の方法による場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入</p>	<p>には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて行わせて差し支えない。この場合の申請書の受理は、<u>調査保税部</u>において行うものとする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（展示等の承認の際の貨物の検査）</p> <p>62の3 4 法第62条の3第2項((<u>展示等の承認の際の検査</u>))の規定により展示等の申告があつた場合における貨物の検査は、高価品、展示場において使用される貨物、消費、使用又は販売のおそれのある貨物、その他税関において取締上必要があると認められる貨物について重点的に行うものとする。</p> <p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 1 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、事前検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 検査場検査は、上記イから八までに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、<u>見本検査の方法による場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入させて行つても差し支えない。</u></p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>させて行つても差し支えない。</p> <p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定した者）又はその命を受けた者（以下この章において「統括審査官等」という。）と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 輸出検査の方法は、<u>見本確認</u>、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たつては、当該検査の目的に応じ<u>見本確認</u>又は一部検査の方法による。</p> <p><u>見本確認</u>は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなつた場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1 申告の総個数の 1%（その数が 5 個を超える場合は 5 個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>(6) （省略）</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 - 1 - 8 統括審査官等が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認められた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) <u>前記 67 1 7（輸出貨物の検査）の(2)に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括審査官（検査担当）が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官（審査担当）が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>見本確認又は検査場検査となるものについての検査指定は、「検査指定票」（C 5230）に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによつて行う。</u></p>	<p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、<u>通関担当の統括審査官</u>（統括審査官が置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定した者）又はその命を受けた者（以下この章において「統括審査官等」という。）と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 輸出検査の方法は、<u>見本検査</u>、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たつては、当該検査の目的に応じ<u>見本検査</u>又は一部検査の方法による。</p> <p><u>見本検査</u>は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。</p> <p>なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなつた場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。</p> <p>一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1 申告の総個数の 1%（その数が 5 個を超える場合は 5 個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。</p> <p>(5) （同左）</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 - 1 - 8 <u>通関担当の統括審査官等</u>が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認められた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) <u>見本検査又は検査場検査となるものについての検査指定は、「検査指定票」（C 5230）に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによつて行う。</u></p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、<u>見本確認</u>の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。</p> <p>なお、審査職員が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、審査職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p> <p>③ <u>見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるもの</u>についての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケ-ス、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によつて指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場において行う。</p> <p>なお、<u>審査（検査）担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告させ、じ後の指定の参考にする。</p> <p>④ 検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 「運搬用」は、<u>見本確認扱貨物又は検査場扱貨物</u>（以下この項において「検査扱貨物」という。）の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。</p> <p>ハ～ニ（省略）</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67 - 3 - 8 法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>① <u>輸入貨物についての法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定による検査は、原則として統括審査官（検査担当）が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための貨物の確認であつて、従</u></p>	<p>この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、<u>見本検査</u>の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。</p> <p>なお、審査職員が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、審査職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</p> <p>② <u>見本検査又は検査場検査以外の検査を行うことになるもの</u>についての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、<u>審査担当職員</u>が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケ-ス、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によつて指定し、その個数に見合う現物の指定は、<u>審査担当職員</u>が現場において行う。</p> <p>なお、<u>審査担当職員</u>が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告させ、じ後の指定の参考にする。</p> <p>③ 検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ 「運搬用」は、<u>見本検査扱貨物又は検査場扱貨物</u>（以下この項において「検査扱貨物」という。）の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。</p> <p>ハ～ニ（同左）</p> <p>（輸入検査の種類）</p> <p>67 - 3 - 8 法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の 5 種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>来、<u>統括審査官（審査担当）が行っていた貨物の検査のことをいう。</u>）は、<u>原則として統括審査官（審査担当）が行うものとする。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 検査場検査は、上記(1)から(3)までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行っても差し支えない。</p> <p>(6) 委任検査は、貨物の蔵置場所（例えば、遠隔地にある飼料工場）等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合においては、<u>統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）</u>と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>（輸入検査の方法）</p> <p>67 3 10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、<u>見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の見本検査のことをいう。）</u>、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>(1) 見本確認は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取（1 梱包を見本として採取する場合を含む。）し、その見本により関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ <u>見本確認</u>に当たっては、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。</p> <p>ロ及びハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 全部検査は、<u>見本確認</u>又は一部指定検査によつては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。</p> <p>イ～ハ （省略）</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 検査場検査は、上記(1)から(3)までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、<u>見本検査</u>の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行っても差し支えない。</p> <p>(5) 委任検査は、貨物の蔵置場所（例えば、遠隔地にある飼料工場）等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合においては、<u>通関担当の統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）</u>と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>（輸入検査の方法）</p> <p>67 3 10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、<u>見本検査、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) 見本検査は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取（1 梱包を見本として採取する場合を含む。）し、その見本により関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。</p> <p>イ <u>見本検査</u>に当たっては、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。</p> <p>ロ及びハ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 全部検査は、<u>見本検査</u>又は一部指定検査によつては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。</p> <p>イ～ハ （同左）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>(4) （省略）</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 - 3 - 11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) 前記 67 - 3 - 8（輸入検査の種類）の(1)に規定する検査に係る検査指定は、<u>原則として統括審査官（検査担当）が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官（審査担当）が行うものとする。</u>この場合において、<u>貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定の通知を行つた統括審査官が行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>見本確認の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、「検査指定票」（C - 5270）に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによつて行う。</u>この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、<u>見本確認の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。</u></p> <p>なお、<u>審査（検査）担当職員が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、審査（検査）担当職員からその旨を受理担当審査官に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</u></p> <p>(3) <u>見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、審査（検査）担当職員が現場において行う。</u>この場合において、<u>貨物の包装（ケ - ス、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によつて指定し、その個数に見合う現物の指定は、審査（検査）担当職員が現場において行う。</u></p> <p>なお、<u>審査（検査）担当職員が現場検査を行つた結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を受理担当審査官に報告し、事後の指定の参考にする。</u></p> <p>(4) <u>見本確認のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</u></p> <p>イ <u>見本確認のための見本採取（1 梱包を見本として採取する場合を含む。）又は検査場検査のための現物指定は、原則として審査（検査）担当職員に</u></p>	<p>(4) （同左）</p> <p>（検査貨物の指定等）</p> <p>67 - 3 - 11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1) <u>見本検査の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、「検査指定票」（C - 5270）に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによつて行う。</u>この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、<u>見本検査の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。</u></p> <p>なお、<u>審査担当職員が検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、審査担当職員からその旨を受理担当審査官に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。</u></p> <p>(2) <u>見本検査又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、審査担当職員が現場において行う。</u>この場合において、<u>貨物の包装（ケ - ス、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によつて指定し、その個数に見合う現物の指定は、審査担当職員が現場において行う。</u></p> <p>なお、<u>審査担当職員が現場検査を行つた結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を受理担当審査官に報告し、事後の指定の参考にする。</u></p> <p>(3) <u>見本検査のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</u></p> <p>イ <u>見本検査のための見本採取（1 梱包を見本として採取する場合を含む。）又は検査場検査のための現物指定は、原則として審査担当職員に行わせ</u></p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>行わせる。</p> <p>ロ（省略）</p> <p>なお、上記イにより審査（検査）担当職員が現物指定を行つた貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの（イ）又は（ロ）に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(5) 上記(1)により検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 「申告書用」は、審査（検査）担当職員が検査に当たつて指定された貨物と税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用い、事後は、税関検査場管理職員又は受理担当審査官が保管する。</p> <p>ニ（省略）</p> <p>（コンテナー貨物の検査）</p> <p>67 - 3 - 12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記67 - 3 - 10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。</p> <p>なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。</p> <p>また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 取卸し場所における全量取出検査は、原則として、他所蔵置方式により行うものとする。ただし、その貨物が関税無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物であり、さらに、他法令規</p>	<p>る。</p> <p>ロ（同左）</p> <p>なお、上記イにより審査担当職員が現物指定を行つた貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの（イ）又は（ロ）に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(4) 上記(1)により検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 「申告書用」は、審査担当職員が検査に当たつて指定された貨物と税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用い、事後は、税関検査場管理職員又は受理担当審査官が保管する。</p> <p>ニ（同左）</p> <p>（コンテナー貨物の検査）</p> <p>67 - 3 - 12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本検査、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本検査及び一部指定検査については、前記67 - 3 - 10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。</p> <p>なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。</p> <p>また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 取卸し場所における全量取出検査は、原則として、他所蔵置方式により行うものとする。ただし、その貨物が関税無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物であり、さらに、他法令規</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>制に該当するものでない場合等に関し、許可前引取方式により全量取出検査を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、他所蔵置方式に準じた取扱いで行う。</p> <p>他所蔵置方式及び許可前引取方式の取扱いについては次による。</p> <p>イ <u>全量取出検査の指定が行われた場合において、輸入申告書受理部門の統括審査官（これが置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官」という。）は、その貨物が前記(2)の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。</u></p> <p>ロ～ホ （省略）</p> <p>(4)～(7) （省略）</p> <p>（検査における見本の採取）</p> <p>67 3 13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手続は、次による。</p> <p>イ <u>見本確認の場合における見本採取は、前記 67 3 11 の(1)に規定する検査指定票により行う。</u></p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>見本確認のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。</u></p> <p>なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に当たつて貨物の性状からみて、特に必要があると認めるものについては、次に定める分析用見本の採取に準ずる。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) <u>貨物確認が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に受領印を押</u></p>	<p>制に該当するものでない場合等に関し、許可前引取方式により全量取出検査を行うこととして差し支えない。</p> <p>なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、他所蔵置方式に準じた取扱いで行う。</p> <p>他所蔵置方式及び許可前引取方式の取扱いについては次による。</p> <p>イ <u>輸入申告書受理部門の統括審査官（これが置かれていない官署にあつては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官」という。）は、全量取出検査の指定を行った場合において、その貨物が前記(2)の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。</u></p> <p>ロ～ホ （同左）</p> <p>(4)～(7) （同左）</p> <p>（検査における見本の採取）</p> <p>67 3 13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手続は、次による。</p> <p>イ <u>見本検査の場合における見本採取は、前記 67 3 11 の(1)に規定する検査指定票により行う。</u></p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>見本検査のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。</u></p> <p>なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に当たつて貨物の性状からみて、特に必要があると認めるものについては、次に定める分析用見本の採取に準ずる。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) <u>検査が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に受領印を押なつ</u></p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>なつさせ、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに保税担当職員等に提出させる。</p> <p>(6) （省略）</p> <p>（輸入貨物の数量の確認）</p> <p>67 3 14 輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。</p> <p>(1) 検査省略扱貨物、<u>見本確認扱貨物</u>その他数量の確認を行わない貨物の数量は、仕入書数量による。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70 3 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令は、同条第 2 項に規定する法令であり、それらの法令の規定のうち輸入の規制に係る主要なものは同表の第 2 欄に掲げる条項の規定である。これらの法令については、法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の検査(輸入貨物についての審査のため通関部門が行う貨物確認を含む。)その他輸入申告に係る税関の審査の際に同表第 3 欄に掲げる許可書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備を証明させることとする。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>別表第 1 （省略）</p> <p>（指定地外検査の許可手数料の取扱い）</p> <p>100 - 14 手数料令第 5 条((指定地外検査の許可手数料))の指定地外検査許可手数料の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 検査のために派遣する職員数(他部門との共同検査の場合には、通関部門</p>	<p>させ、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに保税担当職員等に提出させる。</p> <p>(6) （同左）</p> <p>（輸入貨物の数量の確認）</p> <p>67 3 14 輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。</p> <p>(1) 検査省略扱貨物、<u>見本検査扱貨物</u>その他数量の確認を行わない貨物の数量は、仕入書数量による。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70 3 1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 別表第 2 の第 1 欄に掲げる法令は、同条第 2 項に規定する法令であり、それらの法令の規定のうち輸入の規制に係る主要なものは同表の第 2 欄に掲げる条項の規定である。これらの法令については、法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の検査その他輸入申告に係る税関の審査の際に同表第 3 欄に掲げる許可書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備を証明させることとする。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>別表第 1 （同左）</p> <p>（指定地外検査の許可手数料の取扱い）</p> <p>100 - 14 手数料令第 5 条((指定地外検査の許可手数料))の指定地外検査許可手数料の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 検査のために派遣する職員数(他部門との共同検査の場合には、通関部門</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>(本関にあつては検査担当部門)のみの職員数とし、他部門への依頼検査の場合には依頼を受けた部門の職員数とする。)に所要時間を乗じたものを検査に要する時間とする。この場合において、派遣する職員の数、貨物の種類、数量等を勘案して適当な数を決定する。</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>のみの職員数とし、他部門への依頼検査の場合には依頼を受けた部門の職員数とする。)に所要時間を乗じたものを検査に要する時間とする。この場合において、派遣する職員の数、貨物の種類、数量等を勘案して適当な数を決定する。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p>

新旧対照表

輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 241 号）

改正（案）	現行
<p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 審査方式 輸出申告書（積戻し申告書を含む。以下「申告書」という。）の審査は、「重点審査」、「一般審査」及び「簡易審査」の 3 方式とする。</p> <p>受付管理業務</p> <p>1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、<u>通関担当統括審査官</u>（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括</u></p>	<p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 審査方式 輸出申告書（積戻し申告書を含む。以下「申告書」という。）の審査は、「重点審査」、「一般審査」及び「簡易審査」の 3 方式とし、<u>検査は、「重点検査」及び「一般検査」とする。</u></p> <p>受付管理業務</p> <p>1 申告書及び仕入書又はこれに代わる書類その他必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数並びに添付書類の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号（以下「減免税手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>審査官が行うこととなる（下記第2の1に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 監視部（署所にあつては検査担当部門。以下同じ。）による検査（下記八に規定する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。）の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報</p> <p>八 貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</p> <p>三 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>ホ（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1及び別表第2の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。</p> <p>(3) 統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第1又は第2の該非に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査</p>	<p>イ（同左）</p> <p>ロ 検査要否の決定並びに検査の区分及び方法の指示</p> <p>八 審査（検査）ポイントの指示</p> <p>三（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 輸出令別表第1及び別表第2の該否判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該否の判定を依頼することとし、特別審査官においても該否の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該否の判定を照会する。</p> <p>(3) 統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1又は別表第2の該否に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査（検査）を行うものとする。</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められるものの場合、貨物確認を実施しないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められるものの場合、検査を実施しないものについて検査を行う必要があると認められる場合及び検査方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p>第2 貨物確認事務等</p> <p>1 <u>他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認を十分に行うものとする。</u></p> <p>2 <u>税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適當な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を行う必要がある場合その他確認すべき貨物の蔵置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の蔵置場所において貨物確認を行う。</u></p> <p>3 <u>税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。</u></p> <p>4 <u>少量の見本の確認（以下「見本確認」という。）によって支障なく貨物確認の目的を達せられる場合には、見本確認を活用することとする。</u></p> <p>5 <u>統括官等は、関税法基本通達 67 - 1 - 8（検査貨物の指定等）の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</u></p> <p>6 <u>貨物確認を実施するに当たっては、輸出者又は通関業者の立会いを求めることとする。</u></p>	<p>第2 検査事務</p> <p>1 <u>申告内容と現品との同一性の確認等通関審査上、必要な輸出貨物の検査は十分行うものとする。</u></p> <p>2 <u>現場検査は、税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適當な場合のほか、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上、現物指定を行う必要がある場合に実施することとするが、税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で検査を行うことによって支障なく検査の目的を達せられる場合には、検査場検査によることとする。</u></p> <p>3 <u>少量の見本の検査によって支障なく検査の目的を達せられる場合には、見本検査を活用することとする。</u></p> <p>4 <u>統括官等は、関税法基本通達 67 - 1 - 8（検査貨物の指定等）の規定に基づいて検査指定を行うものとし、指定に当たっては検査職員に対して検査のポイント及び検査要領を的確に指示することとする。</u></p> <p>5 <u>検査を実施するに当たっては輸出者又は通関業者の立会いを求めることとする。</u></p>

新旧対照表

輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）

改正（案）	現行
<p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 （省略） 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、<u>通関担当統括審査官</u>（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 2 第 2 項《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、指定貨物であるか、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかを確認（引取担保の提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料</p>	<p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 （同左） 受付管理事務</p> <p>1 輸入（納税）申告書等（輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。）及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類（税関手続申請システム（以下「申請システム」という。）により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。）が担当部門に提出された際には、<u>統括審査官</u>（統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認（引取申告（特例申告（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 2 第 2 項《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ。）に係る指定貨物（同条第 1 項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告をいう。以下同じ。）が行われた場合にあっては、特例輸入者（同項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）であるか、指定貨物であるか、引取担保（同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。）が提供されているかを確認（引取担保の提供の有無は収納課（収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。）に確認する。）の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号（以下「インボイス受理番号」という。）又は「添付資料</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>情報登録業務」による減免税等手続の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記第2の1に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。）</u>ので留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>監視部（署所にあつては検査担当部門。以下同じ。）による検査の要否の決定及び監視部への通報</u></p> <p>(3) <u>貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うための輸入申告に係る貨物の確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</u></p> <p>(4) 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>(5) （省略）</p> <p>(6) （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査</p> <p>イ～ハ （省略）</p>	<p>情報登録業務」による減免税等手続の受理番号（以下「減免税等手続等受理番号」という。）が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>検査要否の決定並びに検査の種類及び方法の指示</u></p> <p>(3) 審査（検査）ポイントの指示</p> <p>(4) （同左）</p> <p>(5) （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 事前審査</p> <p>事前審査においては、次に掲げる事項の審査を行う。</p> <p>なお、配付を受けた申告書に申請システムの「インボイス受理番号」又は「減免税等手続等受理番号」が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 納税に関する事項の審査</p> <p>イ～ハ （同左）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>二 前記イから八に掲げる事項を審査するうえで必要な場合には、後記第2（<u>貨物確認事務等</u>）の規定により<u>貨物確認（分析）</u>を行う。</p> <p>なお、引取申告の場合にあっては、納税に関する事項の申告がないことから上記イ及びロの審査は原則として行わないが、申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、<u>後記第2の規定により貨物確認（分析）</u>を行う。</p> <p>(3) 重点審査</p> <p>統括官等が、各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記3（事後審査）に準じて事前審査又は事後審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料、情報を活用し、深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、<u>貨物確認を実施しないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</u></p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>第2 貨物確認事務等</p> <p>1 <u>他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物と申告内容との同一性の確認等必要な貨物確認は十分行うものとする。</u></p> <p>2 <u>税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上確認する貨物の指定を</u></p>	<p>二 前記イから八に掲げる事項を審査するうえで必要な場合には、後記第2（<u>検査事務</u>）により<u>検査（分析）</u>を行う。</p> <p>なお、引取申告の場合にあっては、納税に関する事項の申告がないことから上記イ及びロの審査は原則として行わないが、申告された貨物の品名等の内容を確認する必要があると認められる場合には、<u>後記第2により検査（分析）</u>を行う。</p> <p>(3) 重点審査</p> <p>統括官等が、各種情報等を総合的に勘案し、重点審査をすべきものとして抽出した輸入申告等については、前記(1)、(2)及び後記3（事後審査）に準じて事前審査又は事後審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料、情報を活用し、<u>深度ある審査（検査）</u>を行うものとする。</p> <p>2 事前審査実施上の留意事項</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、<u>検査を実施しないものについて検査を行う必要があると認められる場合及び検査方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</u></p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p>3 （同左）</p> <p>第2 検査事務</p> <p>1 <u>申告内容と現品との同一性の確認等通関審査上必要な輸入貨物の検査は十分行うものとする。</u></p> <p>2 <u>現場検査は、税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合のほか、蔵置場所において貨物の蔵置状況を全体的に把握の上、現</u></p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>行う必要がある場合その他確認すべき貨物の蔵置場所において貨物確認を行うことが適切であると認められる場合には、当該貨物の蔵置場所において貨物確認を行う。</u></p> <p>3 <u>税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で貨物確認を行うことによって支障なくその目的を達せられる場合には、税関検査場において貨物確認を行う。</u></p> <p>4 <u>少量の見本の確認（以下「見本確認」という。）によって支障なく貨物確認の目的を達せられる場合には、見本確認を活用することとする。</u></p> <p>5 <u>統括官等は、関税法基本通達 67 - 3 - 11（検査貨物の指定等）の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</u></p> <p>6 <u>貨物確認を実施するに当たっては、輸入者又は通関業者の立会いを求めることとする。</u></p>	<p><u>物指定を行う必要がある場合に実施することとするが、税関検査場へ貨物を搬入させることが容易であり、かつ、税関検査場で検査を行うことによって支障なく検査の目的を達せられる場合には、検査場検査によることとする。</u></p> <p>3 <u>少量の見本の検査によって支障なく検査の目的を達せられる場合には、見本検査を活用することとする。</u></p> <p>4 <u>統括官等は、関税法基本通達 67 - 3 - 11（検査貨物の指定等）の規定に基づいて検査指定を行うものとし、指定に当たっては検査職員に対して検査のポイント及び検査要領を的確に指示することとする。</u></p> <p>5 <u>検査を実施するに当たっては輸入者又は通関業者の立会いを求めることとする。</u></p>
<p>第3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び貨物確認（監視部による検査が行われる場合には当該検査）を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告に係る指定貨物の輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p>	<p>第3 引取申告に係る貨物の輸入許可及び輸入許可後の処理</p> <p>1 輸入の許可までの処理</p> <p>事前審査及び検査を終了したときは、輸入（引取）申告書（特例申告に係る指定貨物の輸入申告書をいう。以下同じ。）及び関係書類を収納課に回付し、収納課において輸入を許可したときは、収納課から審査担当部門に輸入（引取）申告書（原本）及び関係書類を返付させることとする。</p>
<p>2 （省略）</p>	<p>2 （同左）</p>
<p>第4 （省略）</p>	<p>第4 （同左）</p>
<p>第5 包括審査制</p> <p>包括審査制の目的</p> <p>同一当事者間で継続的に輸入される貨物について、輸入の都度、審査を</p>	<p>第5 包括審査制</p> <p>包括審査制の目的</p> <p>同一当事者間で継続的に輸入される貨物について、輸入の都度、審査（検</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>繰り返して行うことを避けるとともに、個々の輸入の際の審査を簡略化することにより、輸入通関事務の重点的処理を促進することを目的とする。</p> <p>包括審査等</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 包括審査済貨物の取扱い</p> <p>前記2 - (3)（包括審査）に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査の対象とする。ただし、貨物の同一性の確認のため、特に必要のある場合には、追加資料の提出を求め又は貨物確認を実施することとして差し支えない。</p> <p>5 （省略）</p> <p>第6 （省略）</p> <p>第7 生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応</p> <p>生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第1の（受付管理事務）及び（審査事務）に規定する受付管理事務及び事前審査並びに前記第2（貨物確認事務等）に規定する貨物確認等を優先的に行うことなどにより、優先的な通関を行うものとする。</p>	<p><u>査</u>を繰り返して行うことを避けるとともに、個々の輸入の際の審査（<u>検査</u>）を簡略化することにより、輸入通関事務の重点的処理を促進することを目的とする。</p> <p>包括審査等</p> <p>1～3 （同左）</p> <p>4 包括審査済貨物の取扱い</p> <p>前記2 - (3)（包括審査）に規定する輸入許可書又はその写しが添付された輸入申告等については、当該貨物の同一性が確認可能で、かつ、有効期間内のものに限り、簡易審査の対象とする。ただし、貨物の同一性の確認のため、特に必要のある場合には、追加資料の提出を求め又は<u>検査</u>を実施することとして差し支えない。</p> <p>5 （同左）</p> <p>第6 （同左）</p> <p>第7 生きている動物、生鮮貨物等の緊急通関への対応</p> <p>生きている動物、腐敗しやすい物品その他税関が緊急を有すると認める貨物については、当該物品の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合には、前記第1の（受付管理事務）に規定する受付管理事務、（審査事務）に規定する事前審査及び第2（<u>検査</u>事務）に規定する検査等を優先的に行うことなどにより、優先的な通関を行うものとする。</p>

新旧対照表

システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）

改正（案）	現行
記	記
<p>第 1 基本的な審査方法等 審査方式及び審査区分選定等</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 区分 3 検査（下記 の A の 1 のへに規定する貨物確認及び書類審査を含む。）を要するもの。</p> <p>（省略）</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>なお、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記のへに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>ニ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（検査担当統括審査官との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等 審査方式審査区分選定等</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 区分 3 検査（書類審査を含む。）を要するもの。</p> <p>（同左）</p> <p>受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>ニ 審査区分の選定結果を変更する必要があるかどうか否かの判定及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ 区分3として選定された輸出申告等(上記二により、区分3に変更されたものを含む。)に係る貨物について、監視部(署所によっては検査担当部門。以下同じ。)による検査(下記へに規定する貨物確認以外の輸出申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。)の対象となる貨物の一次選定(統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。)及び監視部への通報</p> <p>△ 貨物確認(他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出申告についての適正な審査を行うため、輸出申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。)の要否の決定</p> <p>ト 審査(貨物確認)ポイントの指示</p> <p>チ (省略)</p> <p>リ (省略)</p> <p>2 上記1八からチまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等(以下「申告控等」という。)が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付</p>	<p>ホ 区分3として選定された輸出申告等(上記八により、区分3に変更されたものを含む。)について検査の種類及び方法の指示</p> <p>△ 審査(検査)ポイントの指示</p> <p>ト (同左)</p> <p>チ (同左)</p> <p>2 上記1八からトまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 (同左)</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等(以下「申告控等」という。)が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通関担当統括審査官。</u>）</u>ので留意する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官との必要な協議を含む。</u>）及び変更の必要があると認められた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ 区分3として選定された輸出申告等（上記ロにより、区分3に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の<u>一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）</u>及び監視部への通報</p> <p>ニ <u>貨物確認の要否の決定</u></p> <p>ホ 審査（<u>貨物確認</u>）ポイントの指示</p> <p>△ （省略）</p> <p>ト （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1及び別表第2の該非判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該非の判定を依頼することとし、特別審査官においても該非の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該非の判定を照会する。</p> <p>(3) 通関システムにより、区分2又は区分3として選定された輸出申告等のう</p>	<p>付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 審査区分の選定結果を変更する必要があるかどうかの判定及び変更の必要があると認められた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ 区分3として選定された輸出申告等（上記ロにより、区分3に変更されたものを含む。）<u>について検査の種類及び方法の指示</u></p> <p>ニ 審査（<u>検査</u>）ポイントの指示</p> <p>ホ （同左）</p> <p>△ （同左）</p> <p>2 （同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1 審査方法</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1及び別表第2の該否判定が困難なものについては、統括官等を通じて特別審査官に該否の判定を依頼することとし、特別審査官においても該否の判定が困難なものについては、原則として、特別審査官が経済産業省に該否の判定を照会する。</p> <p>(3) 通関システムにより、区分2又は区分3として選定された輸出申告等のう</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>ち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第1又は第2の該<u>非</u>に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある審査を行うものとする。</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1) 審査職員は、審査の過程において、問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分3となっていないものについて<u>貨物確認</u>を行う必要があると認められる場合及び<u>貨物確認方法</u>等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>第2 <u>貨物確認事務等</u></p> <p><u>貨物確認事務等</u>については、「輸出通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第241号）の記第2（<u>貨物確認事務等</u>）の規定を準用する。</p>	<p>ち、統括官等が各種情報等を総合的に勘案し抽出した申告及び輸出令別表第1又は第2の該<u>否</u>に疑義がある貨物に係る申告は重点審査とし、前記(1)及び(2)に準じて審査を行うほか、必要に応じ通関情報総合判定システム、各種資料・情報を活用し深度ある<u>審査（検査）</u>を行うものとする。</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1) 審査職員は、審査の過程において、問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、一般審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分3となっていないものについて<u>検査</u>を行う必要があると認められる場合及び<u>検査方法</u>等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>第2 <u>検査事務</u></p> <p><u>検査事務</u>については、「輸出通関事務処理体制について」（平成12年3月31日蔵関第241号）記第2（<u>検査事務</u>）を準用する。</p>

新旧対照表

システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）

改正（案）	現行
記	記
<p>第 1 基本的な審査方法等 審査区分選定等</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 区分 3 検査（<u>下記 の A の 1 のへに規定する貨物確認及び書類審査を含む。</u>）を要するもの。 （省略） 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。 <u>なお、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記への規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通関担当統括審査官。）</u>ので留意する。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官との必要な協議を含む。</u>）及び変更の必要があると認めた場合</p>	<p>第 1 基本的な審査方法等 審査区分選定等</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 審査区分の種類 審査区分の種類は、区分 1（簡易審査扱）（以下「区分 1」という。）区分 2（書類審査扱）（以下「区分 2」という。）及び区分 3（検査扱）（以下「区分 3」という。）の 3 種類とする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 区分 3 検査（書類審査を含む。）を要するもの。</p> <p>（同左） 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分 2 又は区分 3 として選定された輸入申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるかどうかの判定及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ 区分3として選定された輸入申告等（上記二により、区分3に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部（署所によっては検査担当部門。以下同じ。）による検査（下記へに規定する貨物確認以外の輸入申告に係る貨物についての検査をいう。以下同じ。）の対象となる貨物の一次選定（統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。）及び監視部への通報</p> <p>△ 貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入申告についての適正な審査を行うため、輸入申告に係る貨物について行う確認をいう。以下同じ。）の要否の決定</p> <p>ト 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>チ （省略）</p> <p>リ （省略）</p> <p>2 上記1ハからチまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 （省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通</p>	<p>ホ 区分3として選定された輸入申告等（上記八により、区分3に変更されたものを含む。）について検査の種類及び方法の指示</p> <p>△ 審査（検査）ポイントの指示</p> <p>ト （同左）</p> <p>チ （同左）</p> <p>2 上記1ハからトまでの事務は、海上システムを使用して行うものとし、通関業者等から添付書類等が提出される前に行っても差し支えないものとする。</p> <p>3 （同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸入申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸入申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）を担当部門において受け付けた際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p><u>関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通関担当統括審査官。</u>）ので留意する。</u></p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ <u>審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官との必要な協議を含む。</u>）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</u></p> <p>ハ <u>区分3として選定された輸入申告等（上記ロにより、区分3に変更されたものを含む。）に係る貨物について、監視部による検査の対象となる貨物の一次選定（<u>統括官等が一次選定を行うこととされている場合に限る。</u>）及び監視部への通報</u></p> <p>ニ <u>貨物確認の要否の決定</u></p> <p>ホ 審査（貨物確認）ポイントの指示</p> <p>△（省略）</p> <p>上（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>審査事務</p> <p>1（省略）</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分3となっていないものについて貨物確認を行う必要があると認められる場合及び貨物確認方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(3)~(5)（省略）</p> <p>3（省略）</p>	<p>イ（省略）</p> <p>ロ 審査区分の選定結果を変更する必要があるかどうかの判定及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ 区分3として選定された輸入申告等（上記ロにより、区分3に変更されたものを含む。）について検査の種類及び方法の指示</p> <p>ニ 審査（検査）ポイントの指示</p> <p>ホ（同左）</p> <p>△（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>審査事務</p> <p>1（同左）</p> <p>2 審査実施上の留意事項</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 審査担当者は、審査の過程において問題が複雑又は困難なため審査終了までに長時間を要すると認められる場合、通常審査扱いとして配付を受けたものについて申告内容等から重点審査を行う必要があると認められる場合、区分3となっていないものについて検査を行う必要があると認められる場合及び検査方法等を変更する必要があると認められる場合等には、その旨を統括官等に報告するものとする。</p> <p>(3)~(5)（同左）</p> <p>3（同左）</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第2 <u>貨物確認事務等</u> <u>貨物確認事務等</u>については、<u>事務処理通達の記の第2（貨物確認事務等）の規定</u>を準用する。</p>	<p>第2 <u>検査事務</u> <u>検査事務</u>については、<u>事務処理通達記第2（検査事務）</u>を準用する。</p>

新旧対照表

沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財関第 254 号）

改正（案）	現行
<p>（指定保稅地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続）</p> <p>1 - 2 沖振令第 24 条第 1 項第 4 号（（除外される施設等））の規定により沖縄地区税関長が行う指定保稅地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 2 項（（指定又はその変更のための協議））の規定による施設等の管理者及び主務大臣との協議は、「自由貿易地域・特別自由貿易地域内の指定保稅地域とみなさない施設等の指定（の変更）について（協議）」（様式第 1 号）により行うものとし、協議内容については、将来における紛争等の余地の生ずることのないようその要点を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、協議内容については、あらかじめ、本省（<u>監視課</u>）に報告するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>（指定保稅地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続）</p> <p>1 - 2 沖振令第 24 条第 1 項第 4 号（（除外される施設等））の規定により沖縄地区税関長が行う指定保稅地域とみなさない施設等の指定又はその変更に関する手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 2 項（（指定又はその変更のための協議））の規定による施設等の管理者及び主務大臣との協議は、「自由貿易地域・特別自由貿易地域内の指定保稅地域とみなさない施設等の指定（の変更）について（協議）」（様式第 1 号）により行うものとし、協議内容については、将来における紛争等の余地の生ずることのないようその要点を明確に記載するものとする。</p> <p>なお、協議内容については、あらかじめ、本省（<u>調査保稅課</u>）に報告するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p>

新旧対照表

製造歩留事務提要の制定について（昭和 45 年 6 月 1 日蔵関第 1282 号）

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">第 1 部 総則</p> <p>（歩留調査事務に当たっての留意事項）</p> <p>3 歩留調査事務の遂行に当たっては、次の各項目に従って行わなければならない。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p>製造工場における製造工程の変更、設備の更改、原料品の変更等、歩留りに影響を及ぼす諸事項の情報収集については、当該製造工場からの情報提供のみに頼ることなく、組織的、計画的に行うものとする。このため製造工場及び業界等の動向に常に留意するとともに、<u>通関担当部門</u>等他の部門との連絡の緊密化を図るものとする。</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p> <p>(5) 専門的、技術的知識等のかん養</p> <p>歩留調査事務には、高度の専門的、技術的知識を必要とするので、<u>当該事務に従事する職員</u>（以下「歩留担当官」という。）は、これらの知識のかん養に努めなければならない。</p> <p>（歩留りに関する届出）</p> <p>7 製造工場の許可又は承認の申請及び製造品種の追加の申請が<u>製造工場から保稅担当部門</u>（保稅担当部門のない署所にあつては保稅事務を担当する部門）に提出されたときは、<u>当該保稅担当部門</u>は直ちにその旨を歩留担当官に連絡する。</p> <p>歩留担当官は、製造工場の担当者に対し当該申請に係る作業の内容の概略の説明を求め、前記 4 の規定により歩留設定の要否を判断するものとする。</p> <p>歩留担当官は、歩留設定の要否を保稅担当部門へ通知するとともに、歩留設定の必要があると認められた場合には、当該申請に係る製造工場に別紙様式 1 により「製造歩留りに関する届出」を提出させ、これに基づいて、下記 8 に掲げる調査を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 部 総則</p> <p>（歩留調査事務に当たっての留意事項）</p> <p>3 歩留調査事務の遂行に当たっては、次の各項目に従って行わなければならない。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p>製造工場における製造工程の変更、設備の更改、原料品の変更等、歩留りに影響を及ぼす諸事項の情報収集については、当該製造工場からの情報提供のみに頼ることなく、組織的、計画的に行うものとする。このため製造工場及び業界等の動向に常に留意するとともに、<u>統括保稅実査官、統括審査官</u>等との連絡の緊密化を図るものとする。</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p> <p>(5) 専門的、技術的知識等のかん養</p> <p>歩留調査事務には、高度の専門的、技術的知識を必要とするので、<u>歩留調査担当官</u>その他歩留調査事務に従事する職員は、これらの知識のかん養に努めなければならない。</p> <p>（歩留りに関する届出）</p> <p>7 製造工場の許可又は承認の申請及び製造品種の追加の申請が<u>製造工場から統括保稅実査官</u>（統括保稅実査官のない署所にあつては保稅事務を担当する部門）に提出されたときは、<u>統括保稅実査官</u>（統括保稅実査官のない署所にあつては署所長。以下同じ。）は直ちにその旨を歩留調査担当官に連絡する。</p> <p>歩留調査担当官は、製造工場の担当者に対し当該申請に係る作業の内容の概略の説明を求め、前記 4 の規定により歩留設定の要否を判断するものとする。</p> <p>歩留調査担当官は、歩留設定の要否を統括保稅実査官へ通知するとともに、歩留設定の必要があると認められた場合には、当該申請に係る製造工場に別紙様式 1 により「製造歩留りに関する届出」を提出させ、これに基づいて、下記 8 に掲げる調査を行うものとする。</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>なお、製造工場において、製造工程の変更、設備の更改及び原料品の配合割合の変更等の作業内容を変更する場合も、この様式により届出をさせるものとする。</p> <p>また、歩留りの設定は、その性質上日時を要する場合もあるので、余裕をもって届出をさせるよう指導するものとする。</p> <p>（歩留りの適用）</p> <p>16 歩留りの適用は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 外貨作業について、歩留りを適用するに当たっては、当該歩留りの決定の条件を十分に理解し、なお、疑義がある場合には、<u>歩留担当官</u>と密接な連絡を取るものとする。</p> <p>(3) 標準歩留りが適用される外貨作業に係る保税作業終了届等の確認又は積戻し申告書の審査に当たっては、これらの書面に記載されている原料品及び製品等の数量から算出した歩留りが当該外貨作業において定められている標準歩留りの許容範囲内にあり、かつ、当該外貨作業に異常がないと認められる場合には、当該書面の製品等の数量を認めるものとし、当該算出した歩留りが当該標準歩留りの許容範囲外の場合には、その原因を調査し、その原因が外貨原料品等の乾燥、欠減その他やむを得ない理由によると認められる場合を除き、<u>歩留担当官</u>に連絡するものとする。</p> <p>（歩留りの管理）</p> <p>18 <u>歩留担当官</u>は歩留設定後の外貨作業について、製造設備の改善及び技術の進歩その他製造工場における事情の変化に即応した適正な歩留りを維持するため、次により歩留りの適否を審査し、必要があれば歩留りの改定を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p>	<p>なお、製造工場において、製造工程の変更、設備の更改及び原料品の配合割合の変更等の作業内容を変更する場合も、この様式により届出をさせるものとする。</p> <p>また、歩留りの設定は、その性質上日時を要する場合もあるので、余裕をもって届出をさせるよう指導するものとする。</p> <p>（歩留りの適用）</p> <p>16 歩留りの適用は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 外貨作業について、歩留りを適用するに当たっては、当該歩留りの決定の条件を十分に理解し、なお、疑義がある場合には、<u>歩留調査担当官</u>と密接な連絡を取るものとする。</p> <p>(3) 標準歩留りが適用される外貨作業に係る保税作業終了届等の確認又は積戻し申告書の審査に当たっては、これらの書面に記載されている原料品及び製品等の数量から算出した歩留りが当該外貨作業において定められている標準歩留りの許容範囲内にあり、かつ、当該外貨作業に異常がないと認められる場合には、当該書面の製品等の数量を認めるものとし、当該算出した歩留りが当該標準歩留りの許容範囲外の場合には、その原因を調査し、その原因が外貨原料品等の乾燥、欠減その他やむを得ない理由によると認められる場合を除き、<u>歩留調査担当官</u>に連絡するものとする。</p> <p>（歩留りの管理）</p> <p>18 <u>歩留調査担当官</u>は歩留設定後の外貨作業について、製造設備の改善及び技術の進歩その他製造工場における事情の変化に即応した適正な歩留りを維持するため、次により歩留りの適否を審査し、必要があれば歩留りの改定を行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p>

新旧対照表

日韓共同開発区域において天然資源を探索し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 13 日蔵関第 676 号）

改正（案）	現行
<p>第 1 . 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>1 . （省略）</p> <p>2 . 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号（（外国貨物を置く場所の制限））の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税関の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手續及び関税法第 67 条（（輸出又は輸入の許可））に規定する輸出又は輸入の手續を要しない。</p> <p>(1) 認定の手續</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 上記イの申請書の提出を受けた税関（保税担当部門）は、当該申請に係る貨物を必要に応じ検査し、当該貨物が装置等に該当すると認めるときは、当該申請書のうち 2 通（認定用、送付用）に認定印を押なつし、うち 1 通（認定用）を認定書として操業管理者等に交付するとともに、他の 1 通（送付用）を直ちに長崎税関（監視部保税担当部門）に送付する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>3 . 装置等を共同開発区域から搬出する場合の手続</p> <p>装置等を共同開発区域から搬出する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 本邦に向けて搬出される装置等</p> <p>イ 搬出の手續</p> <p>(イ) 装置等を共同開発区域から本邦に向けて搬出する場合には、操業管理者等は、長崎税関（監視部保税担当部門）に「装置等の搬出届」（別紙様式第 2）3 通（原本、確認用、副本用。当該装置等が内国貨物で</p>	<p>第 1 . 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>1 . （同左）</p> <p>2 . 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号（（外国貨物を置く場所の制限））の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税関の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手續及び関税法第 67 条（（輸出又は輸入の許可））に規定する輸出又は輸入の手續を要しない。</p> <p>(1) 認定の手續</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 上記イの申請書の提出を受けた税関（保税担当部門）は、当該申請に係る貨物を必要に応じ検査し、当該貨物が装置等に該当すると認めるときは、当該申請書のうち 2 通（認定用、送付用）に認定印を押なつし、うち 1 通（認定用）を認定書として操業管理者等に交付するとともに、他の 1 通（送付用）を直ちに長崎税関（調査保税部保税担当部門）に送付する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>3 . 装置等を共同開発区域から搬出する場合の手続</p> <p>装置等を共同開発区域から搬出する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 本邦に向けて搬出される装置等</p> <p>イ 搬出の手續</p> <p>(イ) 装置等を共同開発区域から本邦に向けて搬出する場合には、操業管理者等は、長崎税関（調査保税部保税担当部門）に「装置等の搬出届」（別紙様式第 2）3 通（原本、確認用、副本用。当該装置等が内国貨</p>

新旧対照表

改正（案）	現行
<p>ある場合には1通（原本）を提出する。</p> <p>(D) 上記(イ)の届出書の提出を受けた場合には、長崎税関（監視部保税担当部門）は、当該届出書と使用状況報告書（後記4参照）を対査確認するとともに、当該届出に係る装置等が外国貨物であるときは、当該届出書のうち2通（確認用、副本用）に確認印を押なつし、当該届出書を確認書及び副本として操業管理者等に交付する。</p> <p>(H) （省略）</p> <p>□ 本邦に到着した際の手続</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(D) 装置等が長崎税関（本関）の管轄区域以外の区域にある保税地域等に搬入された場合には、当該保税地域等を管轄とする税関（保税担当部門）は、上記(イ)により提出された確認書の写しを作成し、当該写しに確認印を押なつの上長崎税関（監視部保税担当部門）に送付する。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>4．装置等の使用についての報告</p> <p>協定第18条第3号に規定する装置等の使用についての報告（以下「使用報告」という。）は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 使用報告の方法</p> <p>使用報告は、本邦の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者又はその代理人が、また、大韓民国の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者と協定第5条に規定する事業契約を締結した本邦の開発権者又はその代理人が、毎月の使用状況を記載した「装置等の使用状況報告書」（別紙様式第3）を、その翌月10日までに長崎税関（監視部保税担当部門）に提出して行く。</p>	<p>物である場合には1通（原本）を提出する。</p> <p>(D) 上記(イ)の届出書の提出を受けた場合には、長崎税関（調査保税部保税担当部門）は、当該届出書と使用状況報告書（後記4参照）を対査確認するとともに、当該届出に係る装置等が外国貨物であるときは、当該届出書のうち2通（確認用、副本用）に確認印を押なつし、当該届出書を確認書及び副本として操業管理者等に交付する。</p> <p>(H) （同左）</p> <p>□ 本邦に到着した際の手続</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(D) 装置等が長崎税関（本関）の管轄区域以外の区域にある保税地域等に搬入された場合には、当該保税地域等を管轄とする税関（保税担当部門）は、上記(イ)により提出された確認書の写しを作成し、当該写しに確認印を押なつの上長崎税関（調査保税部保税担当部門）に送付する。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>4．装置等の使用についての報告</p> <p>協定第18条第3号に規定する装置等の使用についての報告（以下「使用報告」という。）は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 使用報告の方法</p> <p>使用報告は、本邦の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者又はその代理人が、また、大韓民国の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者と協定第5条に規定する事業契約を締結した本邦の開発権者又はその代理人が、毎月の使用状況を記載した「装置等の使用状況報告書」（別紙様式第3）を、その翌月10日までに長崎税関（調査保税部保税担当部門）に提出して行く。</p>